

KNC NETWORK NEWS

2015年3月21日 発行

気になる記事: マイナンバー、戸籍も—結婚・相続で謄本不要、18年実施検討—

政府は日本に住むすべての人に割り振る社会保障と税の共通番号(マイナンバー)を、2018年にも戸籍に適用することを検討する。結婚やパスポート申請、遺産相続といった行政手続きの際に、戸籍謄本などが不要になる。もっとも戸籍には幅広い個人情報が含まれ、実現には厳密な情報管理が必要になる。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

経営一言: 同じ使命を持つことで、必然的に組織がまとまる。国際宇宙ステーションには国も文化も異なる人が集まる。

(宇宙飛行士 山崎 直子さん)

—所長コメント: 志を同じくする者は、使命・目的を達成するために、寝食を忘れ、時には生死も省みずに集まってくる。「同類親和の法則(類は類を呼ぶ)」—

不動産購入時の固定資産税精算金 《税務》

賃貸用不動産を購入した場合に支払う固定資産税精算金は、納税義務者として固定資産税そのものを納付したわけではなく、購入日から年末までの期間、固定資産税の負担なしにその不動産を所有するために支払った対価であることから、その賃貸用不動産の購入金額の一部と考えられます。そのため、購入した賃貸用不動産の取得価額に含めます。

土地にかかる固定資産税精算金は土地の取得価額に含まれることから、消費税の計算上は非課税仕入れとなります。一方、建物に係る固定資産税精算金は建物の取得価額に含まれることから、消費税の計算上は課税仕入となります。

また、建物に係る固定資産税精算金は、建物の取得価額に含まれることから、法定耐用年数の期間にわたり、分割して必要経費とすることができます。

法人の欠損繰越控除の改正 《税務》

・欠損金繰越控除: 新設法人の特例は 27 年4月1日前の設立も対象

・設立から7年間は大法人も控除額制限なし

欠損金の繰越控除について、資本金1億円超の大法人は控除限度額が所得金額の80%までに制限されており、27年度改正で65%、さらに50%までと段階的に引き下げられます。

一方、法人の設立から7年間は、大法人でも控除限度額の制限がされず、繰越控除前の所得金額の全額を控除できる特例が創設されます。

27年4月1日以後開始事業年度から適用されるため、同日前に設立された法人でも、設立から7年以内に属する同日以後開始事業年度では控除限度額の制限がされません。

なお、資本金1億円以下の中小法人等は従来どおり所得金額の全額を控除できます。

グリーン投資減税の太陽光の即時償却 《税務》

平成 27 年度税制改正により、環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の即時償却の対象から太陽光発電設備が除外されます。そのため、適用が受けられるのは今年度末までの取得費となります。

即時償却が可能なおう一つの風力発電設備は、適用期限が 28 年3月31日まで1年延長されます。

グリーン投資減税は、太陽光発電設備などの対象設備を 28 年3月31日までに取得等をして、1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において30%の特別償却ができる制度です。太陽光発電設備と風力発電設備については、27年3月31日までに資産を取得等をして、1年以内に事業の用に供した場合、即時償却ができます。なお、中小企業者等は7%の税額控除との選択が可能です。

27年度税制改正法案では、即時償却の対象資産から太陽光発電設備を除外して、適用期限を1年延長するとしました。

これにより、太陽光発電設備を27年4月以降に取得等した場合は、30%の特別償却または7%の税額控除(中小企業者等)の適用となります。

ただし、生産性向上設備投資促進税制の要件に該当すれば、太陽光発電設備も即時償却が可能となりますので検討していただきたいです。なお、生産性向上設備投資促進税制における即時償却は、28年3月31日までに取得等をして、事業の用に供した場合となっています。

事業承継準備のタイミング 《経営》

ある会社の社長(65歳)に事業承継計画策定を提案しましたが、なかなかその気にならず、「常務(長男 40歳)はまだその器にそだっていない」と拒否していました。「切実に必要になってからは遅いです。常務は技術も経営管理能力も十分です」話しましたが、社長の反応は「真面目だが、人を導く力量はまだ駄目だ」取り合いません。

親子間の事業承継は、成り行き任せで無計画に行われる場合と、反対に後継者の条件を厳しく考えすぎて社長交代が遅れる場合の両極端があります。四書五経の『大学』の中に、こんな言葉があります。「人其の子の悪を知る莫(な)く、其の苗の碩(おい)なるを知る莫(な)し」と(親はつい愛情に溺れて、自分の子の欠点に気づかない。また自分の田の苗はよその田よりも劣ると誤認するものである)。

では、事業承継の準備はいつから始めれば良いのでしょうか。偶然の出来事(の機会をとらえたり、経営環境の変化等(例えば、工場の海外進出、企業系列の再編等)の機会を捉えたりする他)はありません。今回の場合は、社長がケガをして2ヵ月休んだことで常務の存在感が強くなり、社長も真剣に事業承継の準備を検討する気になりました。準備のタイミングは、事業承継が切実になる一定期間前に着手する決断が必要です。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。